

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月21日
【報告者の名称】	株式会社カクコム
【報告者の所在地】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号
【電話番号】	(03) 5725 4554 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員CFO 粕谷 進一
【縦覧に供する場所】	株式会社カクコム (東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「当社」とは、株式会社カクコムをいいます。
- (注 2) 本書中の「公開買付者」とは、Kamgras 1 株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注 7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注 9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、当社、株式会社デジタルガレージ及びKDDI株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e - 5 (b)の要件に従い、当

社の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2026年5月13日付で提出した意見表明報告書（2026年7月3日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年7月6日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書及び2026年7月9日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

3 買付け等の概要

4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

() 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

() 公開買付者による買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

() 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

3【訂正前の内容及び訂正後の事項】

訂正箇所には下線を付しております。

3【買付け等の概要】

(変更前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年7月22日まで(50営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,000円 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第16回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円 (上記 から の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買付け予定数の上限	—(株)
買付け予定数の下限	34,941,000(株)(注1)

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年8月3日まで(58営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,450円 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第16回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円 (上記 から の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買付け予定数の上限	—(株)
買付け予定数の下限	34,941,000(株)(注1)

<後略>

4【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(2)【意見の根拠及び理由】

本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者は2026年5月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年7月2日、公開買付期間を2026年7月16日まで延長し、合計47営業日とすることを決定したとのことです。

その後、当社が2026年7月2日付「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」を公表したことから、2026年7月7日、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月7日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年7月22日まで延長し、合計50営業日とすることを決定したとのことです。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに1,680億円を限度として出資を受けるとともに、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに2,250億円を上限として融資(以下「本融資」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定とのことです。本融資に係る融資条件の詳細は、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行と別途協議の上、本融資に係る融資契約において定めることとされており、同融資契約においては、財務制限条項が規定され、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式又は当社若しくはその子会社の資産の一部に対しての担保設定が義務付けられ、また当社若しくはその子会社が連帯保証を提供する可能性があります、一般的な条件の設定にとどまる予定とのことです。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、当社が本不応募株式の全てを取得すること(以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。)を実施することを予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります、当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け(法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。)の対象となる「上場株券等」(法第24条の6第1項、令第4条の3)に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の当社株式1株当たり2,439円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したもののとのことです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得するとのことです(以下「本再出資」といいます。)。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,000円(ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合その他当社の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定とのことです。)とする予定とのことであり、当該取引の結果として、DGは、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約20%(予定)(注10)を保有することとなる見込みとのことです。

<中略>

本公開買付けの実施後（2026年7月29日（予定））

< 中略 >

本スクイーズアウト手続の実施後（2026年10月上旬（予定））

< 中略 >

自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2026年10月下旬（予定））

< 中略 >

本自己株式取得の実施後（2026年11月上旬（予定））

< 中略 >

本再出資の実施後（2026年11月上旬以降（予定））

< 後略 >

（変更後）

< 前略 >

その後、公開買付者は2026年5月13日より本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年7月2日、公開買付期間を2026年7月16日まで延長し、合計47営業日とすることを決定したとのことです。

その後、当社が2026年7月2日付「（変更）「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」を公表したことから、2026年7月7日、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月7日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年7月22日まで延長し、合計50営業日とすることを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年7月1日付でLINEヤフーが公表した「（経過開示）株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、当社から同日付で受領した、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定し、2026年7月17日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、下記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「（ ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本7月1日付提案における、本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,500円は実現不可能な価格であると理解しており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本7月1日付提案における実現可能な公開買付価格である3,384円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えているとのことです。

< 中略 >

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに1,970億円を限度として出資を受けるとともに、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに2,250億円を上限として融資（以下「本融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定とのことです。本融資に係る融資条件の詳細は、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行と別途協議の上、本融資に係る融資契約において定めることとされており、同融資契約においては、財務制限条項が規定され、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式又は当社若しくはその子会社の資産の一部に対しての担保設定が義務付けられ、また当社若しくはその子会社が連帯保証を提供する可能性があります、一般的な条件の設定にとどまる予定とのことです。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、当社が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります、当社株式の上場廃止後であり、上場廃

止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の当社株式1株当たり2,805円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものととのことです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得するとのことです（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,450円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合その他当社の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことであり、当該取引の結果として、DGは、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約20%（予定）（注10）を保有することとなる見込みとのことです。

< 中略 >

本公開買付けの実施後（2026年8月7日（予定））

< 中略 >

本スクイーズアウト手続の実施後（2026年10月中旬（予定））

< 中略 >

自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2026年11月上旬（予定））

< 中略 >

本自己株式取得の実施後（2026年11月中旬（予定））

< 中略 >

本再出資の実施後（2026年11月中旬以降（予定））

< 後略 >

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

（ ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
（変更前）

< 前略 >

その後、本コンソーシアムは、当社より、当社が本提案者から、2026年7月1日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」）といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた当社株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本7月1日付提案」といいます。）を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月1日に、同日付でLINEヤフーが公表した「（経過開示）株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」の内容を参照する形で当社から本7月1日付提案の内容の共有を受けるとともに（本7月1日付提案の内容については、下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（ ）2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」の「ア 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯」に記載のとおりです。）、当社から、同日付で、本公開買付契約に基づき、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて当社との間で協議をしていく予定とのことです。現時点で決定している事実はないとのことです。

< 後略 >

(変更後)

< 前略 >

その後、本コンソーシアムは、当社より、当社が本提案者から、2026年7月1日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」といいます。）及びその後のスクイズアウト手続を通じた当社株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本7月1日付提案」といいます。）を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月1日に、同日付でLINEヤフーが公表した「（経過開示）株式会社カクコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」の内容を参照する形で当社から本7月1日付提案の内容の共有を受けるとともに（本7月1日付提案の内容については、下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（ ）2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」の「ア 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯」に記載のとおりです。）、当社から、同日付で、本公開買付け契約に基づき、本公開買付け価格の変更についての協議の申入れを受けたとのことです（以下「7月1日付協議申入れ」といいます。）。

本コンソーシアムは、本7月1日付提案及び7月1日付協議申入れ以降、当社の市場株価が本条件変更前の本公開買付け価格である3,000円を上回り推移している状況を受け、本公開買付け価格の変更について検討したとのことです。本コンソーシアムは、本条件変更前の本公開買付け価格は既に当社の本源的価値が十分に反映された水準であり、本公開買付け公表前の当社の市場株価に対して十分に合理的なプレミアムを付した水準であると考えているものの、本提案者による対抗提案によって市場株価が本条件変更前の本公開買付け価格を上回って推移し、本公開買付けが成立せず長期化し、当社の将来の経営方針に対する不透明感が継続することは、当社の事業運営上悪影響があり、当社の企業価値を毀損するおそれがあり、また、当社の株主、従業員、取引先等のステークホルダーの利益の観点からも望ましくない状況であると考え、可能な限り早期に本取引を完了させ、当社の企業価値向上施策に取り組むことが重要であるとの考えのもと、下記（ ）～（ ）の観点も踏まえ、本公開買付け価格を3,450円に変更することで、本公開買付けを成立させることができると考え、2026年7月15日付で当社及び本特別委員会に対して、本条件変更を提案したとのことです（以下「本条件変更提案」といいます。）。

（ ）本7月1日付提案における本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とした公開買付け価格3,500円は、当該前提が維持される限り、実現不可能な名目価格であり、本条件変更後の本公開買付け価格（3,450円）が実現可能な最高値であること

本7月1日付提案において、本提案者は、公開買付け価格を3,384円としつつ、KDDIとの公開買付不応募契約（以下「本提案者不応募契約（KDDI）」といいます。）の締結ができた場合には公開買付け価格を3,500円（以下「名目価格」といいます。）とする二重価格での提案を公表しているとのことです。一方、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、公開買付け者がKDDIと締結している本不応募契約（KDDI）上、KDDIは第三者との間で抵触取引（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本不応募契約（KDDI）」において定義します。）に関する合意をしなければならない義務を負っており、当該義務に違反せずにかかる合意を行うためには、本公開買付け価格を2%以上上回る買付け価格により当社株式の全てを対象とする当社株式の非公開化を目的とする公開買付けが開始されること等の条件を満たす必要があるとのことです。このため、本提案者が、本提案者不応募契約（KDDI）を締結するためには、かかる条件を満たす本提案者による公開買付けが開始された後に、改めて、KDDIに対して本提案者不応募契約（KDDI）の締結を要請する必要があるとのことです。しかしながら、仮に上記の条件を満たした公開買付けが開始され、かつ、上記の要請がなされたとしても、KDDIとしては、敢えて本提案者不応募契約（KDDI）を締結して対価を受領する時期を遅らせる合理的な理由はなく、当該要請を受けた時点で既に開始されている本提案者による公開買付けに応募して早期に対価を受領する方が、時間的価値の観点で合理的と考えられるとのことです（すなわち、公開買付け価格の均一性及び株主間の公平性・公正性の観点から、本提案者不応募契約（KDDI）締結によってKDDIが実質的に得られる金額（当社による自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額）と、名目価格による対抗公開買付けに応募した場合にKDDIが実質的に得られる金額（公開買付けに応じた場合の税引後手取り額）は同一となる必要があるため、の自己株式取得の価格にかかる必要性を満たす価格に設定されるところ、上記のとおり と の金額が同じであれば、早期に対価を受領することのできる を選択する（本提案者不応募契約（KDDI）を締結せず、公開買付けに応募する）方が合理的と考えられるとのことです。）。このように、本提案者が主張する名目価格は、本提案者不応募契約（KDDI）締結を前提としている一方で、上記の条件を満たした公開買付けが開始された後のKDDIとしては本提案者不応募契約（KDDI）締結に応じる経済合理性がない（本提案者不応募契約（KDDI）を締結せず、当該公開買付けに応募した方が経済的に利益がある）という構造的な問題が存在していると考えられるとのことです。したがって、公開買付け者は、本提案者が名目価格を実際の公開買付け価格とすることは、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」と

の条件を維持する限り（すなわち、本提案者において、かかる条件を放棄して、KDDIからも自己株式取得によらず名目価格での公開買付けへの応募を受け付けることで経済的負担が増加することを甘受しない限りは）、実現し難いものと考えているとのことです。なお、公開買付者として、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」という条件を放棄して、名目価格を公開買付価格とする可能性があり得るか否かについては、把握していないとのことです。

なお、本提案者は、本7月1日付提案において当社の賛同意見表明を公開買付け開始の前提条件とし、また、当社の賛同意見表明なく公開買付けを開始する意思がないことを公表しているとのことです。一方、公開買付者と当社の間で締結されている本公開買付契約上、本コンソーシアムの公開買付価格が本7月1日付提案における提案価格の3,384円以上である限り、当社は本公開買付けへの賛同を撤回できず、また、本提案者による対抗公開買付けに賛同することもできないことから、本条件変更後の本公開買付価格（3,450円）での本公開買付けが継続し、かつ、当社の賛同意見表明を公開買付け開始の前提条件とする限りにおいて、本提案者はそもそも公開買付けを開始することすらできないと理解しているとのことです。

以上より、公開買付者としては、本提案者が本7月1日付提案における上記の前提を維持する限り、名目価格は実現不可能な価格であると理解しており、本提案者による対抗公開買付けは、本提案者不応募契約（KDDI）締結を前提としないものであり、かつ、当社の発行済株式の全てを対象とする公開買付けであって、当該公開買付価格が公開買付者による本条件変更後の本公開買付価格（3,450円）を上回っているという条件をいずれも満たさない限り、公開買付価格だけを比較したとしても、本公開買付けの方が優れた提案であると考えているとのことです。

本提案者による2026年7月1日付「（経過開示）株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」は、上記のような名目価格の実現可能性について十分な説明がなく、市場に混乱をもたらし、株主の正常な判断を歪める恐れがある内容であると考えているとのことです。公開買付者としては、本提案者が本7月1日付提案における上記の前提を維持する限り実現不可能な名目価格により、当社の市場株価は本条件変更前の本公開買付価格及び名目価格も上回る水準で推移しておりますが、名目価格の実現性について、公開買付者が正しいと考える上記の理解が浸透すれば、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は当社の株主の皆様において、実現及び享受が可能な最高値であると評価いただけるものと考えているとのことです。

（ ）公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して優れていると考えられること

本公開買付けは、上記「（ ）本7月1日付提案における本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とした公開買付価格3,500円は、当該前提が維持される限り、実現不可能な名目価格であり、本条件変更後の本公開買付価格（3,450円）が実現可能な最高値であること」に記載の内容について、当社の株主の皆様から、公開買付者が正しいと考える上記の理解が得られ、市場の混乱が収束できた場合には、本公開買付けの成立に必要な各種当局審査の許認可等を取得済みであることから、本条件変更後、本公開買付けが成立した場合、当社の株主の皆様においては当社株式の売却が可能となるとのことです。一方、本7月1日付提案では、本提案者による対抗公開買付けは当社による賛同表明や各国の競争法における許認可等の取得等を前提条件として、2026年9月頃の開始を予定している旨が公表されておりますが、各国の競争法における許認可等の取得の審査状況によって開始時期については不確実性があると考えられ、そのような競争法対応やその後の公開買付期間及び決済期間を考慮した場合、本公開買付けと本7月1日付提案において、当社株主の売却可能時期に相応の期間の差が生じる可能性があるものと考えているとのことです。売却可能時期に相応の期間の差が生じる場合、当社の株主の皆様においてはその間に他の投資機会に資金を振り向けることによって得られたであろう収益機会を失うこととなり、そのような時間的価値や機会損失、及び実現への不確実性等を総合的に勘案すると、当社の株主の皆様にとって、本公開買付けは本7月1日付提案に対して魅力的な条件であると考えているとのことです。

（ ）本条件変更後の本公開買付価格（3,450円）は本提案者による対抗提案を経て十分に当社株主の利益の最大化が図られた水準であると評価できるものであると考えていること

本公開買付けにおいて、本提案者による対抗提案を受け、本コンソーシアムによって実質的に過去2度にわたり対抗提案の価格以上の価格への引き上げの提案が行われている状況に鑑みても、マーケット・チェックは十二分に行われたと評価可能であると考えており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は、そのような競争環境を反映した水準であることから、株主利益最大化の観点から十分に合理的な水準であると評価可能であると考えているとのことです。

また、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は当社の第三者算定機関であるSMB C日興証券の株式価値評価レンジの上限である3,378円、及び本特別委員会の第三者算定機関である山

田コンサルの株式価値評価レンジの上限3,303円を上回る水準であり、当社がスタンドアローンで達成可能な公正価値を超過する水準であると理解しており、同観点でも十分に株主利益の最大化が図られた水準であると評価し得るものと考えているとのことです。

() 本条件変更後の本公開買付価格(3,450円)は、本提案者がOasis(下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」で定義します。以下同じです。)との間で締結している応募契約(Oasis)(下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」で定義します。以下同じです。)において、Oasisの応募義務を免除する価格要件を充足すること

本7月1日付提案によれば、本SPV(下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」で定義します。)とOasisとの間で応募契約(Oasis)が締結されており、応募契約(Oasis)では、第三者により本提案者による公開買付けにおける公開買付価格を1%以上上回る公開買付けが開始され、かつ、Oasisより本提案者に対して価格変更の申し入れがなされ、当該申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は対抗公開買付期間の末日の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日(ただし、当該申し入れの日が対抗公開買付期間の末日の2営業日前の日より後である場合には、対抗公開買付期間の末日)までに、本提案者が、当該第三者による公開買付けの価格以上の水準に公開買付価格を変更しない場合には、Oasisは応募義務を負わない旨が規定されているとのことです。本7月1日付提案における本提案者による公開買付価格は3,384円であることを踏まえると、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は上記要件を満たす金額であり、本コンソーシアムとしてはOasisに対する本公開買付けへの応募要請を含め、今後協議を進めていく予定とのことです。

本条件変更提案に対して、本コンソーシアムは、当社より、2026年7月17日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はない旨の伝達を受けたとのことです。

以上の検討を経て、本コンソーシアムは2026年7月17日、本公開買付価格を3,450円、本自己株式取得価格を2,805円に変更することを決定したとのことです。

< 後略 >

() 公開買付者による買付け等の価格の算定の経緯及び基礎
(変更前)

< 前略 >

イ 買付け等の価格の算定の基礎

(ア) 普通株式

公開買付者は本公開買付価格を決定するに際して、当社が開示している決算短信、有価証券報告書及び決算説明資料等の財務情報、並びに当社に対して2026年2月下旬から4月中旬に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本公開買付価格に関する当社との協議・交渉を行い、2026年5月12日、本公開買付価格を3,000円と決定したとのことです。なお、本公開買付価格は当社が2026年3月期の定時株主総会において決定した、2026年3月期の期末配当25円を行うことを前提としているとのことです。

公開買付者は上記の諸要素を総合的に考慮し、当社との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していないとのことです。

本公開買付価格である3,000円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して41.44%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して42.65%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して53.93%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して38.50%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

< 後略 >

(変更後)

< 前略 >

イ 買付け等の価格の算定の基礎

(ア) 普通株式

公開買付者は本条件変更前の本公開買付価格を決定するに際して、当社が開示している決算短信、有価証券報告書及び決算説明資料等の財務情報、並びに当社に対して2026年2月下旬から4月中旬に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本条件変更前の本公開買付価格に関する当社との協議・交渉を行い、2026年5月12日、本条件変更前の本公開買付価格を3,000円と決定したとのことです。なお、本条件変更前の本公開買付価格は当社が2026年3月期の定時株主総会において決定した、2026年3月期の期末配当25円を行うことを前提としているとのことです。

公開買付者は上記の諸要素を総合的に考慮し、当社との協議及び交渉を経て本条件変更前の本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していないとのことです。

本条件変更前の本公開買付価格である3,000円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して41.44%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して42.65%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して53.93%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して38.50%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

また、本条件変更前の本公開買付価格である3,000円は本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,774円に対して8.15%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して23.86%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して46.70%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して39.34%のプレミアムとなる価格となるとのことです。また、本条件変更前の本公開買付価格である3,000円は、2026年5月12日の当社株式の終値である2,925円に対して2.56%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

その後、公開買付者は2026年7月17日、本7月1日付提案以降、当社の市場株価が現在の公開買付価格を上回り推移しており、当社の非公開化に向けた目途が立たず、本公開買付けが長期化することで、当社の将来の経営方針に対する不透明感が継続することは、当社の事業運営上悪影響があり、当社の企業価値を毀損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め、現在の不透明な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定したとのことです。本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して62.66%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して64.05%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して77.01%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して59.28%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

また、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,774円に対して24.37%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して42.44%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して68.70%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して60.24%のプレミアムとなる価格となるとのことです。また、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は、2026年5月12日の当社株式の終値である2,925円に対して17.95%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

< 後略 >

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

() 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容
(変更前)

<前略>

その後、当社は、本提案者から、2026年7月1日付で、本7月1日付提案(注1)を受領いたしました。本7月1日付提案においては、1株当たり公開買付価格(以下「公開買付価格(本提案者)」)といひます。)は3,384円とされており、本新株予約権買付価格はいずれも1円とされております(注2)。なお、KDDIと本提案者との間で、当社によるKDDIが所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結することができた場合には、公開買付価格(本提案者)を3,500円に変更するとのことです。また、ペインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、当社に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたりミテッド・パートナーシップ(以下「本SPV」といひます。)は、当社の主要株主であるOasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ(以下総称して「Oasis」といひます。)との間で、2026年7月1日付で、公開買付け(本提案者)が開始された場合、Oasisが所有する当社株式のうち38,200,548株(以下「応募合意株式(Oasis)」)といひます。)を公開買付け(本提案者)に応募することを内容とする応募契約(以下「応募契約(Oasis)」)といひます。)を締結したとのことです(注3)。本7月1日付提案によれば、本提案者は2026年7月下旬までに公開買付け(本提案者)の開始予定に関する公表を行い、その後2026年9月上旬頃に公開買付け(本提案者)を開始することを想定しているとのことです。今後変更される可能性があるとのことです(注4)。なお、公開買付け(本提案者)の開始には複数の前提条件(注5)が設けられております。

<中略>

なお、当社は、2026年7月1日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れており、本取引と本提案者取引は両立し得ないことから、いずれの取引がより当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか等について、慎重に検討を行っていく予定です。

(変更後)

<前略>

その後、当社は、本提案者から、2026年7月1日付で、本7月1日付提案(注1)を受領いたしました。本7月1日付提案においては、1株当たり公開買付価格(以下「公開買付価格(本提案者)」)といひます。)は3,384円とされており、本新株予約権買付価格はいずれも1円とされております(注2)。なお、KDDIと本提案者との間で、当社によるKDDIが所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする本提案者不応募契約(KDDI)を締結することができた場合には、公開買付価格(本提案者)を3,500円に変更するとのことです。また、ペインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、当社に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたりミテッド・パートナーシップ(以下「本SPV」といひます。)は、当社の主要株主であるOasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ(以下総称して「Oasis」といひます。)との間で、2026年7月1日付で、公開買付け(本提案者)が開始された場合、Oasisが所有する当社株式のうち38,200,548株(以下「応募合意株式(Oasis)」)といひます。)を公開買付け(本提案者)に応募することを内容とする応募契約(以下「応募契約(Oasis)」)といひます。)を締結したとのことです(注3)。本7月1日付提案によれば、本提案者は2026年7月下旬までに公開買付け(本提案者)の開始予定に関する公表を行い、その後2026年9月上旬頃に公開買付け(本提案者)を開始することを想定しているとのことです。今後変更される可能性があるとのことです(注4)。なお、公開買付け(本提案者)の開始には複数の前提条件(注5)が設けられております。

<中略>

なお、当社は、2026年7月1日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れました。

() Kamgras 1による2026年7月15日付提案を踏まえた検討の経緯

その後、2026年7月15日に、当社は公開買付者及びDGより、本公開買付価格を3,450円(本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の終値2,774円に対して24.37%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,422円に対して42.44%のプレミアム、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,045円に対して68.70%のプレミアム、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,153円に対して60.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた2026年4月23日の前営業日である2026年4月22日の終値2,121円に対して62.66%、2026年4月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均

値2,103円に対して64.05%、2026年4月22日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,949円に対して77.01%、2026年4月22日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,166円に対して59.28%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。)、本自己株式取得価格を2,805円とする提案書を受領いたしました。なお、当該7月15日付提案における本自己株式取得価格は、DG及びKDDIが本自己株式取得に応じることを前提とした価格であるとのことです。公開買付者は、2026年7月17日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出し、同日、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更しております。

なお、2026年7月17日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

< 前略 >

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、50営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

< 後略 >

(変更後)

< 前略 >

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、58営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

< 後略 >

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

(変更前)

< 前略 >

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年9月中旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

< 後略 >

(変更後)

< 前略 >

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年9月下旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

< 後略 >

以上